

我が国の立場

平成30年11月
外務省アジア大洋州局

- 旧朝鮮半島出身労働者の問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済み。

旧朝鮮半島出身労働者裁判の経緯

- 第二次世界大戦中に、三菱重工業及び新日本製鐵(当時)に「強制徴用」されたとする韓国人が、各企業に損害賠償と未払賃金の支払いを求めて、それぞれ2000年及び2005年、韓国国内裁判所に訴えを提起。2012年5月、韓国の最高裁判所(大法院)が、原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定。(右判決以降、同様の訴訟が計16件提起されている。)
- 2013年7月、差戻し審の判決が、ソウル、釜山の高等裁判所にてそれぞれ下され、各企業に対し、原告1人あたり8000万～1億ウォンの支払いを命令。三菱重工業及び新日鐵住金は再上告。
- その後、2012年10月に提起された三菱重工業を被告とした訴訟を含め、大法院に係属中の旧朝鮮半島出身労働者裁判3件のうち、本年7月27日に新日鐵住金が被告の再上告審1件が、また、9月10日に三菱重工業が被告の上告審1件が、それぞれ小合議体(大法官4名の合議体)から全員合議体(大法院長(1名)及び大法官(12名)の計13名が参加する合議体)に回付。
- 10月30日、新日鐵住金が被告の再上告審につき、大法院が原告一人あたり1億ウォン(約1千万円)の支払を命ずる確定判決を下した。(判決概要は以下参照)

大法院判決(被告:新日鐵住金)の概要(10月30日)

- 原告4人の損害賠償請求権は、「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」として、日韓請求権協定の適用対象に含まれない旨判示。
- 一人あたり1億ウォン(約1千万円)ずつの損害賠償の支払を命令。

旧朝鮮半島出身者労働者裁判問題に関する韓国政府の公式見解

韓日会談文書公開フォローアップ官民共同委員会報道資料(2005年8月26日)

- 請求権協定を通じて日本から受け取った無償3億ドルは、個人財産権(保険、預金等)、朝鮮総督府の対日債権等の韓国政府が国家として持つ請求権、強制動員被害補償問題解決の性格の資金等について包括的に勘案されていると見なければならない。
- 請求権協定は、請求権の各項目別の金額の決定でなく、政治交渉を通じて総額決定方式で妥結されたので、各項目別の受領金額を推定することは難しいが、政府は受領した無償資金のうち、相当金額を強制動員被害者の救済に使わなければならない道義的責任があると判断される。

(大法院による原審破棄判決(2012年5月24日))

韓国大法院判決後の外交通商部(当時)スポークスマンブリーフ(2012年5月29日)

(上記2005年の見解に変化はないのかとの質問に対し)政府レベルにおける請求権協定問題についての韓国政府の立場は一貫して維持している。その問題についての我々の立場には変化がない。

(大法院による我が国企業敗訴確定判決(2018年10月30日))

李洛淵(イ・ナギョン)国務総理発出の声明(2018年10月30日)

- ① 司法府の判断を尊重し、判決に関する事項を綿密に検討する。
- ② 右を土台に、国務総理が関係部処及び民間専門家等と政府の対応策を講じていく。
- ③ (強制徴用)被害者らの傷が早期に、最大限癒やされるよう努力する。
- ④ 韓日関係を未来志向的に発展させていくことを希望する。

旧朝鮮半島出身者労働者裁判問題関連条文等

【参考1】日韓請求権・経済協力協定

第二条1：両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

【参考2】日韓請求権・経済協力協定についての合意議事録

第2項 協定第2条に関し、

（g）同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

【参考3】韓国の対日請求要綱（いわゆる8項目）（抄）

第5項 韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。